

兵庫県公立大学法人固定資産貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人固定資産管理規程第16条の規定に基づき、兵庫県公立大学法人（以下「法人」という。）における固定資産を貸付する場合の事務手続きを定めるものであり、法令等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(貸付できる固定資産の範囲)

第2条 貸付できる固定資産は、土地及び建物の一部とする。

(貸付基準)

第3条 法人の施設は、大学の教育研究活動その他法人の業務運営に支障がないと認められる範囲内において、次の各号の一に該当するものに限り貸付を行うことができる。

- (1) 国又は地方公共団体その他の公共的団体において公用及び公共目的のため使用する時。
- (2) 法人が締結した業務委託契約の履行のため、必要な限度内で使用する時。
- (3) 学生や教職員の利便に供する施設のうち、特に必要と認めるとき。
- (4) 開かれた大学を推進するため、県民に施設を開放するとき。
- (5) その他理事長が特に認めるとき。

(貸付できる期間)

第4条 貸付できる期間は、原則として1年以内とする。ただし、1年を超える貸付を行う方が法人にとって有利であると認められる場合その他特別な事由があると認められるときは、この限りではない。

2 貸付は、必要と認められる場合、更新することができる。

(貸付の申請)

第5条 貸付を受けようとする者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 使用者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び所在地）、電話番号、電子メールアドレス
- (2) 使用しようとする固定資産の所在、種類及び数量
- (3) 使用しようとする目的及び方法

- (4) 使用しようとする期間
- (5) その他必要と認める事項

2 第1項の申請が認められるときは、原則として、許可書を交付するものとする。
ただし、前条第1項ただし書きによる1年を超える貸付を行うときは、契約書をもって契約の締結を行う。

(使用料)

第6条 貸付にあたっては、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料の額は、別に定める。

(使用料の減額又は免除)

第7条 使用料は、使用目的等を考慮し、必要と認められる場合は、別に定めるところにより減額又は免除することができる。

(使用料の納入)

第8条 使用料は、法人が指定する期日までに、法人が指定する銀行口座への振込により納入しなければならない。

(使用料の返還)

第9条 一旦納入された使用料は、返還しない。ただし、法人の都合により貸付を取消又は変更した場合その他特別の理由がある場合は、使用料の全部又は一部を返還することができる。

(光熱水費等の負担)

第10条 使用者は、貸付を受けた固定資産（以下「許可資産」という。）に付帯する電気、ガス、水道その他の経費を負担するものとする。

2 前項の経費の負担については、別に定める。

(転借禁止)

第11条 使用者は、許可資産を第三者に転貸使用させてはならない。

(善管注意義務)

第12条 使用者は、善良なる管理者の注意義務をもって、許可資産を使用しなければならない。

(貸付許可の取消し)

第13条 貸付の許可は、次の各号に該当する場合、取消し又は内容の変更をすることができる。

- (1) 申請書の記載事項が事実と反するとき
- (2) 許可条件に違反したとき
- (3) 許可資産の使用により固定資産の本来の目的又は用途に支障を来すおそれがあると認めるとき
- (4) 公益を害する又は秩序を乱すおそれがあると認めるとき
- (5) 前2条の規定に反したとき
- (6) 法人において当該固定資産を使用する必要性が生じたとき

(損害賠償)

第14条 使用者は、その責に帰する事由により、許可資産の全部又は一部を滅失又はき損させた時は、これを原状に回復し、またはこれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

第15条 この規定に定めるもののほか、固定資産の貸付に関して必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行日前に提出された行政財産使用許可申請書については、第5条に規定する申請書の要件を満たすときに限り、同条に規定する申請書とみなして、固定資産の貸付許可手続きをすることができる。
- 3 この規程の施行日前に兵庫県により許可された行政財産使用許可については、その期間が満了するまでは、当該許可を引き継ぐものとする。

附 則 (平成29年3月31日改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行日前に教育財産管理規則（昭和 46 年兵庫県教育委員会規則第 1 号）の規定により提出された教育財産使用許可申請書については、第 5 条に規定する申請書の要件を満たすときに限り、同条に規定する申請書とみなして、固定資産の貸付許可手続をすることができる。

- 3 この規程の施行日前に兵庫県教育長により許可された教育財産使用許可については、その期間が満了するまでは、当該許可を引き継ぐものとする。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日改正）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。